

教 授 会 議 事 錄

日 時：平成 17 年 2 月 8 日（火）午後 3 時 20 分から午後 6 時 15 分

場 所：電気通信研究所大会議室

出席者：議長（所長）他教授 23 名、助教授 15 名

議事録の確認

平成 17 年 1 月 11 日（火）開催の定例教授会議事録について、原案のとおり承認した。

I. 報告事項

1. 学内諸会議等報告

（1）教育研究評議会

- ① 平成 17 年度国立大学法人予算予定額について、効率化額で減額される分は、授業料標準額の改定に伴う增收及び特別教育研究経費の増額により、運営費交付金総額については確保されたこと。
- ② 施設整備費補助金等の予算の推計について、平成 17 年度については、平成 16 年度の補正予算が加算され補助金額が確保されているが、平成 18 年度については見込みが立たないこと。
- ③ 7 大学研究体制協議会において、第 3 期科学技術基本計画策定に向け検討しており、具体的案があつたら提案願いたいこと。
- ④ 入学者選抜方法に係る国大協アンケートの本学の考え方について、資料に基づき説明があり、特に、工学部においては後期日程を取りやめ、前期日程・AO 入試の募集人数を増やす方針であること。
- ⑤ 東北大学新任教員研修について、大学の基礎的事項について理解と認識を促すために、新規採用教員は受講を義務付けられたこと。
- ⑥ 総長選考会議について、構成員の意見が直接反映されるようにしたらよいのではないかとの意見が出されたが、議論はされなかつたこと。また、具体的選考方針については、1 年をかけて練つていくこと。なお、この件については議事録に記載されていること。

（2）財務・人事戦略企画会議

① 平成 17 年度人件費について

- ・ 教員人件費の 5% を中央枠対応経費として確保すること。
- ・ 各部局の教員人件費総額の積算方法について、説明があつたこと。
- ・ 平成 16 年度教員人件費の残額については、平成 17 年度教員人件費にかかる効率化係数対応分（中央枠のみで対応する。）、基準配置職員超過分、非常勤講師手当及び予備費（人事院勧告対応分）に充当すること。
- ・ 事務・技術職員に関する人件費については、本部で一括管理し、効率化係数分は減額すること。

② 平成 17 年度物件費について

- ・ 特別教育研究経費等対応除外経費を除き本省積算ルール同様に、効率化係数分を減じて、配分すること。
- ・ 研究科長等裁量経費、TA 経費、RA 経費、研究支援推進経費、非常勤研究員経費については、過去の実績に基づき 90% を当初配分し、残りの 10% は、客観的指標に基づき傾斜配分すること。
- ・ 総長裁量経費は同額程度を確保すること。また、学生の教育・福利厚生関連経費等については同額程度を確保し名称を変更すること及び、戦略的経費については配分方法、審査機関等を早急に検討し新設すること。

③ 大学全体の寄付金として滞留している分について、半額を資産管理委員会（専門家も加わった）を設けて運用すること。

④ 教務職員については、廃止する方向であること。

(3) 知的財産審査委員会

- ① 帰属の認定について、前月から現在まで 47 件の申請があり、そのうち 6 件が非帰属となったこと。
- ② 外国特許 8 件の放棄をしたこと。8 件のうち 5 件が通研のものであること。
- ③ 特許を大学の帰属とする件について、現在 10% 程度が非帰属となっているが、この取扱いについては各大学がまちまちの取扱いをしており、本学でも帰属割合を検討しているので、意見があれば担当教授まで、申し出てほしいこと。

(4) 学生活協議会

学生の教育的措置としての全学的懲戒体制を新たに整備することについて、配付資料に基づき説明の後種々審議した結果、この方針で進めることには大枠では賛成であるが、通研として意見を表明することとした。

(5) 施設整備・運用委員会

- ① 川内・青葉山地区の地下鉄東西線並びに川内旗立線の建設について、仙台市から提案されたものを承認したこと。
- ② 青葉山地区へのアクセス道路整備に係る要望について了承し、総長補佐会議に提案すること。

(6) 情報公開委員会

開示請求があったものについて、不開示とした部分に対し不服申立てがあったため、現在文部科学省の裁定待ちであること。

(7) 高等研究教育基盤技術センター設置構想委員会

大型特殊装置の使用希望が各部局から意見表明され、五つの提案にまとまりつつあること。
また、装置の買い取り、リース及び資金についての部局での負担等、具体的な方向で話し合われていること。現在、本省において学術研究設備整備委員会が立ち上がっており、五つのうち一つでもいいので整備し、東北地域に開かれたセンターを構築したいこと。

なお、通研が提案した「マイクロ波～光波信号発生・受信・計測設備」については他部局からの、使用希望はなかったこと。

(8) 議長から、Times 社による世界の大学ランキングについて説明があり、大学としての位置を高めるために協力願いたい旨の依頼があった。

2. 運営会議等報告

(1) 研究企画戦略室

- ① 1月 24 日にイラン大使の視察があり、ナノ・スピニ実験施設を見学したこと。
- ② 2月 1 日に東北大学先端技術交流会が、東京赤坂プリンスホテルを会場に開催されたこと。

(2) 安全衛生委員会

- ① 建物の危険個所の整備について
 - ・ 1号館 S 棟 4 階研究室の一部床が陥没しているため調査したところ、床にひびが入っていて修繕をすること。
 - ・ 天井部材落下事故があった部分については、内天井を張ることで対処すること。
 - ・ 1号館 N 棟外壁（2 階と 3 階の継ぎ目の部分）の剥落しそうなところがあり、危険なのでそのまま立ち入り禁止にすること。
- ② 薬品を使用する部屋に年 2 回を義務付けられている作業環境測定については、測定日を環境保全センターとスケジュール調整中であるが、2 月中になる見込であること。
- ③ 危険作業場所における掲示について、有機物質を取扱う実験室等では、安全標識掲示を義務付けられているため、今回東北大学としてまとめて作成することになったので、必要数を各研究室に 1 月末を締切として照会したところである。なお、安全衛生管理室として予備をストックしているので、必要であれば申し出てほしいこと。
- ④ 健康診断の来年度以降の検診項目及び 2 次検診や人間ドックの結果について、どのように回収するか等、本部事務機構と産業医の間で検討していること。
- ⑤ 健康相談を受けたい場合の連絡先として、産業医のメールアドレスを通知することも可能である

こと。

- ⑥ 口頭による指導をしても健康診断を受診しない職員については、文書による指導をすること。また、労災認定時において定期健康診断を受診していない場合は、本人が不利になる場合があること。
- ⑦ 労働災害と超過勤務時間数が密接に関連していることから、教員の労働時間についても把握しておく必要があること。
- ⑧ 省エネルギー推進委員会内規について検討し、本日の教授会で諮ること。
- ⑨ 工学研究科で作成している安全マニュアルについて、平成 17 年度版は大幅な改定はないので、従来どおりの部数を申し込むこととし、改訂部分については、コピーを各研究室に配付することとしたこと。また、通研独自の安全マニュアルを、安全衛生管理室で作成することとしたこと。
- ⑩ ナノ・スピニ実験施設の危険物倉庫の運営については、従来の危険物貯蔵庫管理運営要項で進めることとしたこと。
- ⑪ フッ酸が手に付着する等事故があった場合に対処するため、グルコン酸カルシウムを準備しているが、市販していないため、薬品メーカーに発注する必要があるので、必要であれば併せて注文するので安全衛生管理室に申し出てほしいこと。

(3) 予算委員会

先週各研究室に予算の追加配分を行ったこと。また、今年度は、法人化に伴い安全衛生管理対策に予算を割いたため当初配分が少なかったが、今回の追加配分で前年度並みの予算を確保できたこと。

(4) 環境委員会

① 1月 11 日開催の教授会で承認された新環境委員会については、平成 17 年 4 月から開始したいこと。また、任期については 3 年程度としたいが新委員会で話し合いたいこと及び、名称を建物環境委員会と変更したいことの提案があり了承した。

② 共通利用スペースの貸出しについては、1 年毎の更新となっているので来年度の公募を行う旨の発言があった。

また、これに関連して、ナノ・スピニ実験施設長からナノ・スピニ総合研究棟に共同利用スペースが 550 m²あり、全学に公募することの報告があった。

(5) 学部教務委員会

配付資料に基づき、特に次の点について報告があった。

- ① 平成 17 年度工学部新入生オリエンテーションについて
- ② 平成 17 年度工学部 2・3 年次学生に対する系（学科）別履修ガイダンスについて
- ③ 平成 17 年度カリキュラムについて最終決定がなされたこと。不都合がある場合は、至急担当教員に申し出てほしいこと。
- ④ 2 月 24 日開催の最終講義の担当者を決定したこと。
- ⑤ 履修登録をしていない科目については、試験等を受けても原則として単位認定しないことを次年度から徹底することになり、所属の学生に十分周知してほしいこと。

(6) 百年史部局史編纂委員会 WG

一次校正が終了したこと及び、数分野について二次校正をお願いしたい旨の発言があった。

3. その他

(1) 平成 18 年度特別教育研究経費について

副所長（研究企画担当）から、1 月教授会以降に検討した内容について、資料に基づき説明があった。

引き続き、所長から 1 月 24 日に文部科学省学術機関課に出向き、提案の方向性について以下の指導を受けた旨の報告があり、これらを整理し、副所長から提案のあった内容に沿って、本部事務機構への頭出しをしたい旨の発言があり了承した。

- ① 全国共同利用研究所への文部科学省としての考え方は、変わっていないこと。全国共同利用研究所としての 10 年間の成果（実績の分析、共同利用の内容等）をまとめてほしいこと。
- ② 外部評価による意見へ、どのように対応しているか。

- ③ 運営協議会での議論や要望について、対応がどのようにになっているか。
 - ④ 提案の新しい研究システムについては、全国共同利用研究所の対象者に対して、どのようにフィードバックしているのか。
- (2) 議長から配付資料に基づき、職員の受賞について紹介があった。

II. 協議事項

1. 規程の制定について

経理課長から省エネルギー推進委員会内規の制定について、平成16年度から東北大学がエネルギーの使用の合理化に関する法律の適用を受け、「電気並びに熱の第一種又は第二種エネルギー管理指定工場」に指定されたこと。また、片平団地の来年度の取りまとめ部局が通研となる予定であり、省エネルギー推進委員会内規を定め運営していきたい旨、配付資料に基づき説明の後、提案があり承認した。

2. 人事委員会

(1) 助教授及び講師の候補者の選考に係る申し合わせについて

人事委員長から、助教授及び講師の候補者の選考方法について、配付資料により提案があり、一部修正して承認した。

(2) 担当教授から、ブロードバンド工学研究部門先端ワイヤレス通信技術研究分野助教授選考について、提案があった。

(3) 引き続き、議長からブロードバンド工学研究部門先端ワイヤレス通信技術研究分野助教授候補者選考委員会委員の提案があり、承認した。

3. 助手の任用について

(1) 担当教授から、情報コンテンツ研究分野助手候補者について、配付資料に基づき説明の後、承認した。

(2) 担当教授から、高次視覚情報システム研究分野助手候補者について、配付資料に基づき説明の後、承認した。

4. 担当教授から、JSTのプロジェクトで産学官連携研究員2名を採用したい旨、配付資料により提案があり承認した。

5. その他

(1) 議長から、部門長の選考方法及び任期についての申し合わせについて、配付資料に基づき説明があり、審議した結果、承認した。

なお、2月中に次年度の部門長を選出し、庶務係に報告してほしいこと、並びに、3月の教授会に報告する旨の付言があった。

(2) 副所長（総務担当）から、第3期科学技術基本計画においても重点分野に位置づけられる可能性の高い超高速コンピューティングに関する研究について、通研、流体研及び日本原子力研究所計算科学技術推進センターの間で「超高速コンピューティング分野における研究推進に関する協力協定」締結に向けて準備を進めているが、締結してよろしいか審議願いたい旨の提案があり、了承した。なお、来月の教授会に、資料による提案を行うこととした旨の付言があった。

(3) 副所長（総務担当）から、総長選考規定に関する意見書について配付資料に基づき説明の後審議した結果、あて先のうち総長選考会議を総長選考会議議長と修正し、通研の意見とすることとした。

なお、提出については、執行部に一任することとした。

III. その他

1. 東京フォーラムについて

担当教授から、委員長が決定し実行委員会が立ち上がったこと、及び下記の報告並びに今後の協力依頼があった。

開催日時：平成17年11月28日（月）

開催場所：アルカディア市ヶ谷私学会館

基本方針：通研創立70周年の企画も加えて、この2年間で開催した内容を基に立案すること。

2. 平成 17 年度教授会等日程について

議長から、配付資料に基づき、来年度は火曜日に会議をまとめて開催すること及び、7 月のみが定例から 1 週間早まっている旨の説明の後、了承した。

3. 経理課長から、受託研究・共同研究等に係る間接経費の取扱いについて、下記の報告があった。

(1) 文科省で実施している RR2002 や LP にかかる一般管理費についても、平成 17 年 4 月から従来の間接経費と同様の扱いになること。ただし、平成 15 年度以前からの継続事業で、研究に支障が生じると思料される場合は、理由書を提出し特別な理由があると認められた場合には、当該部局へ一般管理費を還元すること。

(2) 「民間等共同研究員」及び「受託研究員」受け入れに係る研究料については、従来は歳入額の一定割合が各大学に歳出予算として配分され、歳出予算全額について受け入れ分野へ研究費として配分されていたが、法人化に伴い研究料全額が国立大学法人の収入となつたため、従来発生していた歳入と歳出の差額について、平成 16 年 4 月 1 日に遡り間接経費として取り扱うこととされ、大学本部 50%：獲得部局 50% の割合で配分することとなつたこと。

従つて、研究料については変更がないので、研究経費配分額はそのままで、間接経費分が別途配分されること。

(3) 民間機関等との共同研究についても受託研究等と同様に、研究環境の整備や大学全体の機能の向上を図ることの必要性から、平成 17 年度より間接経費を導入することとしたこと。間接経費の割合は、直接経費の 10% 相当額とし、学内の配分割合は、大学本部 50%：獲得部局 50% とすること。